# 開発事前協議における ごみ集積施設設置の手引き

令和2年12月

奈良市 環境部 廃棄物対策課

## 1 ごみ集積施設設置に係る協議について

奈良市内で行われる開発において、居住者の排出する家庭ごみを円滑に処理するためには、 開発区域内に利便性の高い適切な構造の集積施設を設置していただく必要があります。

本書は、奈良市開発指導要領第20条に規定するごみ集積施設の設置について、ポイントを整理し取り扱いを示すものです。開発者は本書に基づいて設置を計画してください。

なお、本書の記載事項は原則的な基準であり、開発事案の個別事情により記載事項以外の 内容でも協議が必要となる場合があります。開発地における円滑なごみの排出のため、開発 者は柔軟に対応をいただきますようお願いします。

なお、民間事業者に収集を委託する場合は、ごみ集積施設の構造や配置については、本書の基準は適用されませんが、居住者の利便性や安全性に配慮した集積場所を設け、奈良市の分別に従って排出するよう居住者に案内してください。

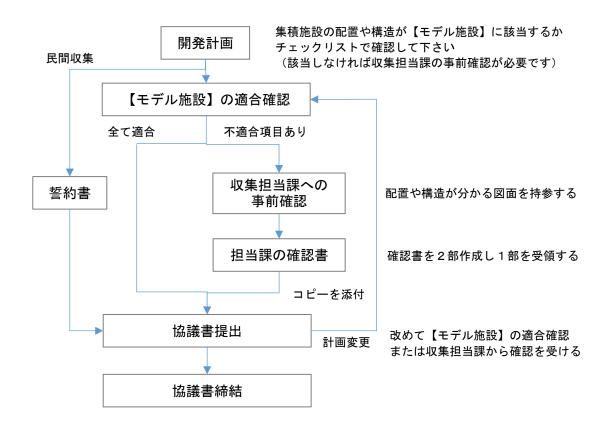
#### 2 奈良市のごみ収集

奈良市が収集を行う集積施設においては以下の頻度を基準に収集を行っています。

燃やせるごみ	燃やせないごみ	プラスチック製容器包装	再生資源
週2回	隔週1回	週1回	月1回

収集頻度を維持するため、ごみ集積施設の構造や配置については、居住者の排出の利便性 と収集作業のしやすさに重点を置いた基準となっています。開発においても、それらを考慮 した計画としていただくようお願いします。

## 3 ごみ集積施設の設置に関する協議の流れ



### 4 【モデル施設】について

次のリストは、開発指導基準の規定を基にモデルとなる集積施設の配置・構造を示したものです。リストのうち、<u>厳守項目以外の項目については、7で示す開発指導基準の規定の範囲で、各収集担当課の確認を受けて、形状等を変更することが出来ます。</u>

また、リストの全ての項目に適合する集積施設【モデル施設】の場合は、収集担当課への 事前確認は不要ですが、協議書提出後に開発事案の個別事情により再検討を求める場合があ りますので、予めご了承ください。

事前協議手続きの流れやモデル施設の適合の確認は以下へお問い合わせください。

廃棄物対策課 TEL:0742-71-3001

住所:奈良県奈良市左京5丁目2番地

# [モデル施設に関するチェックリスト]

# <集積施設に関する共通基準>

	内容	確認
	集積施設の間口が道路に面している	(厳守)
	集積施設の間口が面する道路は収集車が開発区域外へ通り抜けることができる もしくは 通り抜けはできないが直径 13m以上の真円状の転回広場を開発区域内に設けている	(厳守)
配	集積施設の間口の前に収集車が容易に横付けし安全に作業できる。	(厳守)
置条件	集積施設周辺の道路上には収集に支障を及ぼす障害物がない (例)電柱、標識、ガードレール等	(厳守)
' '	集積施設の利用者は設置場所から半径約 100m以内に居住している	
	必要に応じて家庭ごみ、再生資源、大型ごみの集積施設を別々に設置し、それぞれ併用 していない	(厳守)
	開発計画に事業所が含まれる場合は家庭から排出されるごみと事業所から排出される ごみの集積施設を明確に区分している	(厳守)
	集積施設の間口と面する道路の間に段差や歩道がない	
	集積施設の間口と面する道路の間に溝がある場合は滑り止め加工された蓋が設置されている	(厳守)
	集積施設の形状は長方形である	
形状	集積施設の間口以外の3面 (左右及び背面) に高さ1m以上のコンクリート又はコンクリートブロック積みの壁が設置されている	(厳守)
構	集積施設内の床面はコンクリート張りで排水を良好にするための傾斜を設けている	(厳守) □
構造条件	周辺の環境に違和感をもたらさないよう十分配慮されている	(厳守)
1+	集積施設は箱型(建物内)ではなく間口に扉等が設けられていない	
	集積施設に集積用具を設置する場合は、防護ネット (カラスいけいけ等) 程度であり什器や容器などの重量物ではない	
	各集積施設が隣接する場合は、高さ 1m以上のコンクリート又はコンクリートブロック 積みで、仕切りとなる壁を設けている	

# <家庭ごみ集積施設に関する基準>

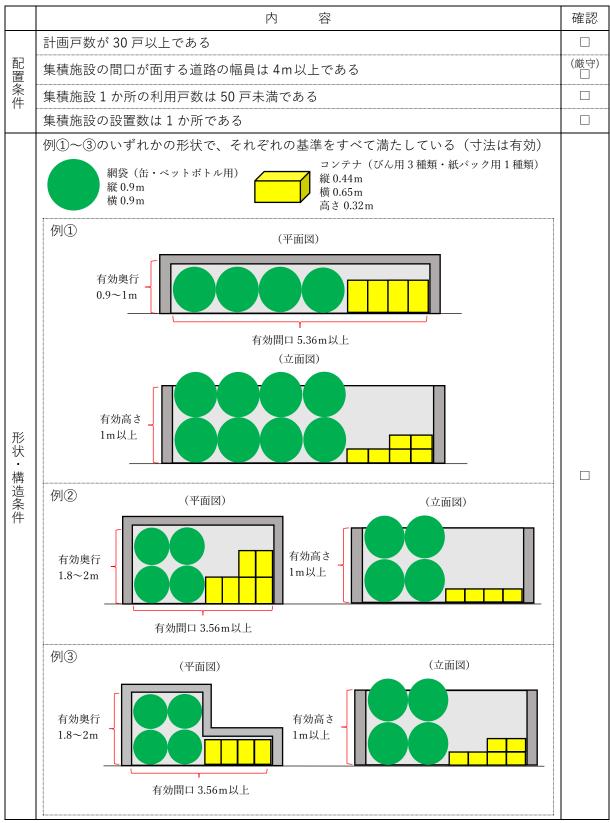
家庭ごみ集積施設が共通基準と以下の基準に適合する場合は収集担当課との協議を省略できます。

	内容	確認			
	概ね計画戸数 25 戸につき 1 か所設置している(共同住宅の開発を除く)	(厳守)			
配	配   1 か所あたりの有効面積は 2.25 ㎡以上である				
配置条件	集積施設の有効面積は当該集積施設を利用する住戸数×0.15 ㎡以上である (ワンルームマンションの開発の場合は利用戸数×0.075 ㎡以上)				
	集積施設の間口が面する道路の幅員は 6m以上である				
	以下の基準をすべて満たしている。(寸法は有効)				
形状・構造条件	(平面) (立面) (立面) (立面) (立面) (方面) (方面) (方面) (方面) (方面) (方面) (方面) (方				

## 「モデル施設に関するチェックリスト」

## <再生資源集積施設に関する基準>

再生資源集積施設が共通基準と以下の基準に適合する場合は収集担当課との協議を省略できます。



※厳守項目の基準は変更することができないため、必ず適合するよう計画してください。

※厳守項目ではない基準は、開発指導基準の規定の範囲において各収集担当課の確認を受けることにより、形状や配置を変更することができます。

## 5 収集担当課への確認について

以下の例のように【モデル施設】と異なる条件の集積施設の設置を計画する場合は、開発 指導基準の規定の範囲で各収集担当課から確認を受けてください。

また、確認を受ける際には確認書(別紙様式 1)とその確認内容が明示された図面等を 2 部提出し、そのうち 1 部を受領してください。

事前協議書の提出時には、受領した確認書(別紙様式1)とその確認内容が明示された図面等のコピーを添付してください。

- 集積施設の形状が長方形でない。
- 集積施設の有効奥行が【モデル施設】以上である。
- 集積施設の間口と道路の間に段差がある。
  - (例) 斜面地等に集積施設を設置する、集積施設間口と道路の間に歩道がある。
- 集積施設に構造物を設置する。
  - (例) ごみストッカー、扉、屋根、箱型の集積施設の設置等を行う。
- 再生資源集積施設を2か所以上設置する。
- 計画戸数が30戸未満であるが、再生資源集積施設を設置する。
- 計画戸数が50戸以上の共同住宅であるため、大型ごみ集積施設を設置する。

各集積施設の確認については以下へお問い合わせください。

収集課(家庭ごみ集積施設について)	TEL: 0742-71-3012	
収未体 (水庭この未慎)地议に ブいて)	住所:奈良県奈良市左京5丁目2番地	
リサイクル推進課(再生資源集積施設について)	TEL: 0742-33-5380	
プリイグが推進球(丹王貝/派朱慎/他故に グいて)	住所:奈良市大安寺西二丁目 281 番地	
まち美化推進課(大型ごみ集積施設について)	TEL: 0742-71-3003	
まり天化推進誅(人堂こみ朱慎施設にういて)	住所:奈良県奈良市左京5丁目2番地	

## 6 協議書の添付書類について

ごみ集積施設の設置に係る事前協議書を提出する際には、以下の内容を明記した図面を添付してください。

- 付近見取図
- 土地利用計画平面図(設置を計画している各集積施設を図示およびその利用戸数を明記)
- 施設詳細図(設置を計画している各集積施設の平面図・立面図・断面図)

#### 【計画に応じて要する書類】

- 確認書(別紙様式1)とその確認内容が明示された図面等
- 同意書(別紙様式2)
- 誓約書(別紙様式3)

# 確認書

以下の開発計画に係る 家庭ごみ · 再生資源 · 大型ごみ 集積施設の配置・構造に関し、 下記の内容について市が収集を行う集積施設として支障が無いことを確認しました。

開	発	者	名		
開	発	番	号		
開	発	区	域		
事	業	名	称		
計	画	戸	数		
				記	
< 芽	《認事	事項:	>		
•					
•					
•					
•					
•					
					担当課確認印

# 同 意 書

以下の開発計画に係る入居者が排出する 家庭ごみ · 再生資源 については、別紙記入位置 の 家庭ごみ集積施設 · 再生資源集積施設 を使用することに同意します。

開	発	者	名	
開	発	番		
開	発	区		
事	業	名	称	
計	画	戸	数	
備			考	

 年
 月
 日

 集積施設管理者

 氏名

## 誓 約 書

年 月 日

奈 良 市 長

開発者 住所

氏名

下記の開発計画に係る入居者が排出する家庭ごみ・再生資源・大型ごみの収集は、一般廃棄物 収集運搬業許可業者との契約によりおこない、将来的にも当該契約を継続します。

また、奈良市の家庭ごみ・再生資源の分別に基づく収集契約とし、入居者にも分別を指導徹底いたします。

記

開	発	番	号	
開	発	区	域	
事	業	名	称	
計	画	戸	数	

以上

## 7 開発指導基準(抜粋)

- 第9 家庭ごみ集積施設及び再生資源集積施設(以下「集積場」という。) に関する基準 (要綱第11条(8)、要領第20条関連)
  - 1. 要領第20条(1)で別に定める基準については、次の事項に留意する。
  - (1) 開発区域内において、直径13メートル以上で真円状の転回広場を設けること。
  - 2. 要領第20条(4)で別に定める基準については、次の事項に留意する。
  - (1) 家庭ごみ集積施設は、共同住宅を除いて概ね計画戸数で 25 戸につき 1 か所設置すること。
  - (2) 再生資源集積施設は、共同住宅を除いて概ね計画戸数で 30 戸から 50 戸までに 1 か所設置することとし、計画戸数が 50 戸以上である場合は、概ね 50 戸につき 1 か所設置すること。
  - (3) 集積場は、設置場所を中心とした半径約100メートルを利用範囲とし、当該集積場利用者すべての住宅が利用範囲に含まれるよう設置すること。
  - 3. 要領第20条(7)で別に定める基準については、次の事項に留意する。
  - (1) 集積場の設置要否については、原則として次の表のとおりとする。

XW - BILLY II							
計画戸数集積施設	15 戸未満	15 戸~29 戸	30 戸以上				
家庭ごみ	新設	新設	新設				
再生資源	既存利用	既存利用	新設				

- (2) 計画戸数が15戸未満の場合において、家庭ごみ集積施設については既存利用について地元同意を得られたときは、前号の限りでない。
- (3) 計画戸数が50戸以上の共同住宅の開発においては、大型ごみ集積施設を設置すること。
- (4) 共同住宅の開発については、計画戸数によらず家庭ごみ集積施設を必ず設置すること。
- (5) 各集積施設は、それぞれを併用しないこと。
- (6) 要領及び基準を満たす集積施設を設置できない場合は、一般廃棄物収集運搬業許可業者 に収集を委託すること。

- (7) 一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を委託する場合は、すべての集積物(家庭ごみ、再 生資源、大型ごみ)の収集を委託すること。
- (8) 一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を委託する場合であっても、市が定める分別方法により適正な排出を行うこととし、当該集積施設の利用者に指示すること。

(9) 集積施設に必要な有効面積については、次の表のとおりとする。

集積施設	建築物		戸数	面積
	戸建住宅		15 戸未満	2. 25 ㎡以上
				計画戸数×0.15 ㎡以上
			15 戸以上	(1 か所あたり 2.25 ㎡以上)
		ワンルーム	15 戸未満	2. 25 ㎡以上
家庭ごみ		マンション		
		以外	15 戸以上	計画戸数×0.15 ㎡以上
	共同住宅		15 戸未満	2. 25 ㎡以上
		ワンルーム マンション		計画戸数×0.075 ㎡以上
		マンション	15 戸以上	(最低面積:2.25 ㎡以上)
	戸建住宅		30 戸未満	基準第9の5.各号を満たす規模
再生資源	共同住宅		30 戸以上	医学界9005. 台号を個に9
大型ごみ	共同	 引住宅	50 戸以上	別途市長と協議のうえ定める

- 4. 要領第20条(9)で別に定める基準として、家庭ごみ集積施設の形状及び構造については、次の事項に留意する。なお、次の各号に掲げる事項における寸法は全て有効寸法とする。
- (1) 原則として形状は長方形とすること。
- (2) 原則として間口以外の3面(左右及び背面)には、高さ1メートル以上のコンクリート 又はコンクリートブロック積みの壁を設置すること。
- (3) 床はコンクリート張りとし、排水を良好にするため傾斜をもたせ、道路に接する部分に 溝がある場合は必ず滑り止めのある蓋を設けること。
- (4) 周辺の景観に違和感をもたらさないよう十分配慮すること。
- (5) 屋根を設置する場合は、天井高は2メートル以上とすること。

- (6) 間口に扉を設置する場合は、原則として引き戸とすること。
- (7) 間口は2.2メートル以上とすること。
- (8) 既製品のごみ集積用具を設置する場合などをのぞき、ごみ散乱防止のためのネットを必ず設置すること。
- (9) 箱型の集積施設を設置する場合の形状及び構造については、開口部の高さは、2.5 メートル以上とし、間口は2.2 メートル以上とすること。
- (10) 計画戸数が50戸以上の共同住宅の開発において、扉や屋根等を設置する場合の形状及び構造については、開口部の高さは3メートル以上とし、間口は2.7メートル以上とすること。
- 5. 要領第20条(9)で別に定める基準として、再生資源集積施設の形状及び構造については、 次の事項に留意する。なお、次の各号に掲げる事項における寸法は全て有効寸法とする。
- (1) 形状及び構造においては、前項(1)から(6)までの基準を準用する。
- (2) 次の表のとおり、配布する数の集積用具を設置できる規模とすること。

計画戸数集積用具	30 戸未満	50 戸未満	100 戸未満	150 戸未満		
コンテナ (ガラスびん用 3 種類)	4 箱	5 箱	7箱	10 箱		
コンテナ (紙パック用 1 種類)	1箱	1箱	1箱	2 箱		
網袋 (缶・ペットボトル用)	6 袋	8袋	10 袋	14 袋		

(3) 設置する集積用具の形状は次の表のとおりとする。

寸法 集積用具	縦	横	高さ
コンテナ	44 c m	65 c m	32 c m
網袋	90 c m	90 c m	

- (4) 開発区域内に2か所以上設置する場合、1か所あたりの規模は(2)表中の計画戸数30戸 未満の列に示す数量の集積用具を設置できる規模以上とすること。
- (5) 間口は1.5メートル以上とすること。

- (6) 集積用具は中身の入った状態で置くことができ、かつごみ出し及び収集作業に支障がないよう必要に応じて通路を確保すること。
- (7) やむを得ない場合に限り、同じ種類の集積用具のみ重ね置きを認めるものとする。ただ し、段数は2段までとすること。
- (8) 箱型の集積施設を設置する場合の形状及び構造については、開口部の高さは、2.5 メートル以上とし、間口は1.5メートル以上とすること。
- (9) 構造物内で収集車両が作業する場合は、開口部の高さ及び間口を 3 メートル以上とし、 十分な換気設備や照明設備を設けること。